

第 11 回 安曇野市地下水保全対策研究委員会 会議概要

【日 時】 平成24年5月10日(木) 午後1時30分～4時10分

【場 所】 市民活動センター「くるりん広場」 南会議室

【出席者】 委員 19 名 コンサル業者(八千代エンジニアリング) 4 名
生活環境課 3 名 傍聴者 8 名(内、報道 6 名)

【会議事項】

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(-) 前回会議概要の確認、報告事項等について

説明：安曇野市生活環境課 山下係長(事務局)

(1) 第3回地下水資源強化部会での協議内容の答申(資料1)

説明：二木部会長

(2) 第3回社会システム・資金調達部会での協議内容の答申(資料2)

説明：遠藤部会長

(3) 地下水資源強化・活用指針原案(案)(資料3)

説明：八千代エンジニアリング株式会社

(4) その他

説明：山下係長

・第12回委員会

平成24年6月21日(木) 午後1時30分～午後3時30分

於、くるりん広場

4. 閉 会

【議 事】

(-) 前回議事録の確認、報告事項等について

大向課長(事務局)：前回の部会の議事録を今日の会議の開催通知と一緒に送った。校正・ご指摘のあった部分を修正したので確認して頂きたい。

(1) 第3回地下水資源強化部会での協議内容の答申(資料1)

会長：議事の(1)に移る。地下水資源強化部会の部会長から資料説明をお願いします。

二木部会長：前段の資料を説明。残りはコンサルから説明させる。

八千代：残りの資料を説明する。

会長：転作田の湛水等に取り組むという説明に対し質問等はないか。実施団体や協力金単価についても検討したということだが。

委員：協議会とはどのようなものを考えているのか。

大向課長：手元の参考資料3を見て頂きたい。転作田湛水に取り組むには実行組織が必要で、いろいろな方法がある。一つには市が取水市民・業者からお金を受け取って直接窓口になるという方法。2つめには任意団体をお願いします方式。そのうち私たちの考えている一つが市の機関である水資源対策協議会である(参考資料3に基づき協議会の役割を説明)。

会長：今の説明でよいか。

- 承認 -

会長：4枚目のスライドの新たな水源をどうするか。いろいろな方法がある。慣行水利権、落ち水（非かんがい期に活用されないまま放流される水）、県の管理河川水（協議の上）、高水利用等、様々あるが、ご意見・ご質問を伺いたい。

坂下委員（安曇野建設）：県管理河川以外に、一級河川も市管理の普通河川もある。全てを対象にした方がよいのでは？

八千代：質問したい。指定区間内でのその他の水利使用は、県知事に許可権があると認識している。それでよいか。具体的に県知事の許可が得られるような川はあるのか。

坂下委員：その他の水利使用とは、特定水利と準特定水利以外の水利使用のことである。県知事の許可にこだわるのはなぜなのか。幅広く対象を拡げておくべきである。

八千代：県管理河川は涵養域に流れているものが多く、国管理河川に比べ地下水涵養の面から効果的である。ご指摘の市の普通河川は加えるべきと思った。

坂下委員：県管理河川は涵養域に位置しており、その意味で中心になると思うが、幅広く捉えた方がよい。

八千代：ご指摘感謝する。

会長：このような取組みは小さな河川の方が導入しやすい。国の河川で取り組むことを協議するのは負担が大きい。できるところから少しずつ始めていくとの趣旨で、まず「無駄な水がないか」を徹底的に洗い出す必要がある。

委員：黒沢川流域の改修計画の図面を見た。黒沢川と広域排水の安曇野排水路の接続する部分が湛水できるような構造になっている。意識して設計したのか？

坂下委員：接続部分で湛水するとの意識はない。設計段階である。

委員：黒沢川の流量が増える。貴重な水資源として浸透させてもらいたい。また、排水路に河床堰堤を設けて地下浸透を促進することを計画できないか。新たな水資源になる。加えて、工場排水の一部を水田から涵養する取組みを検討すべきだ。

会長：水資源のうち、1/3はそのまま海に流れてしまっている。日本には水資源戦略がなく、どのような戦略とするのか考えなければならない。安曇野市の涵養目標としている600万m³/年は、最低減必要な量である。これの10～100倍の量を涵養したい。そのためには、国、県に動いてもらいたい。高水の地下浸透は、治水にも利水にも繋がるので、県でも積極的に取り上げて、予算をつけて頂きたい。

会長：今後、考え得る新たな水源を検討していくということでよいか。

- 承認 -

会長：次に雨水浸透(貯留)施設を拡大する件。首都圏では雨水貯留施設が普及している。雨水は地下浸透させてもよいし、貯留して洗車や散水にも使える。

委員：新庁舎の計画に盛り込まれているのか？

大向課長：設計段階で検討中である。環境部局として雨水利用は申入れを済ませている。平成24年度予算で公共施設の一角に雨水貯留槽を設けることになっている。

委員：取組みを市民に広く伝えてほしい。節水が地下水強化に繋がることを伝えて頂きたい。

委員：取組みによる雨水浸透量は出せるか？

会長：取組み面積が判れば自動的に計算は可能では？

八千代：取組み面積は判っていない。

委員：水田に湛水した水が田んぼからあふれることはほとんどない。家庭の雨水を河川に流さず庭に散水すれば、涵養に繋がると思う。

委員：量を出してみてもどうか？市民にも判りやすいと思う。

委員：市が雨水施設を市民に説明する上で、根拠になる具体的な数字はないか。

大向課長：身近な数字を検討してみる。

委員：土地を林地、畑地、市街地に分け、検討してほしい。土地利用に応じて浸透の仕方が違う。5mm/日以上以上の降水が浸透すると考える。

会長：基本的にこの案に反対は出ていない。この委員会では細部は議論しない。市で水環境基本計画を作成し詳細まで盛り込んでもらいたい。この取組みを柱の一つとすることでよいか。

- 承認 -

会長：取水ルールとして、5m³/日以上以上の取水者に取水量の年次報告を求めるとあるが、よいか？

- 承認 -

会長：水質保全の骨組みを盛り込むことについてだが、地下水涵養による希釈の効果を高く位置付けているが、これに関して何かあるか。

委員：地下水は地層を通過することによって浄化され飲用可能となる。「希釈」という文言は地下水に課題があるというイメージダウンになるので避けた方がよい。

委員：私は漬物屋を営んでいるが、排水時に「希釈」という言葉を使った段階で保健所から待たがかかる。「希釈」で汚れを減らす方法は認められていない。表現を変えた方がよい。

会長：減作が奨励され水田は畑になる。畑の肥料に含まれる窒素分は、硝酸性窒素に変化しやすく、これが地下水汚濁を引き起こす一因となっている。硝酸性窒素を浄化することは困難である。リスクがあるのはこの地域だけではない。例えば、同じ長野県の豊丘村では、希釈しか硝酸性窒素の汚濁を改善する方法がないことを示した。日本の米作環境は劣悪な状況にある。日本のミニマムアクセスで、米が強制輸入され、輸入米の味の良さから外食産業がこれを使い始めた。日本の水田が衰退し畑地が増加する。これは一層、硝酸性窒素による地下水汚濁を引き起こすことになる。水田では肥料の窒素成分は脱窒し、空気中に放出されるため、きれいな水が涵養される。現時点で、地下水汚濁に対するリスクがあるとの認識の上、安曇野の地下水を守らなければならない。そういう意味で「希釈」の文言は入れるべきである。

委員：さきほどの指摘のとおり、「希釈」を前面に出すのはどうか。地下浸透するには事業者などが水質改善をして地下浸透させる、元から絶つ努力を積極的にすることが重要では。副次的効果で希釈がある方がいい。

会長：豊丘村では、肥料の窒素成分が深井戸に達するのに数10年かかっており、簡単には改善されない。まず徹底的に減肥する（岐阜県各務原市のにんじん生産の例）。私は危機感を抱いている。松本盆地の硝酸性窒素の数値は悪化している。背景に水田の減少と畑の増加がある。危機感を共有しないと地下水がダメになる。いいことだけを答申すべきでない。リスクも指摘すべきである。

委員：ただ積極的に書くのには疑問がある。

会長：かつて宮崎県で調査したとき、農水省は汚濁地下水を汲み上げ水質浄化プラントで処理した上で、その地下水を地下に戻そうとした。広域・大量に賦存している地下水をプラントで処理するのはあり得ない。硝酸性窒素に関しては大量にきれいな水を入れる「希釈」しか方法が

ない。表現は修正して頂きたい。ただ、他に問題が出る可能性がある。わさび栽培でも陽が当たれば藻が発生する。ミネラルウォーターを使う場合でも問題がどんどん深刻になっていく。硝酸性窒素による地下水汚濁は未然に防ぐことが大事である。

委員：把握しているだけで安曇平の中では数ヶ所で(環境基準の)10ml/ を超えた。わさびの湧水の数値は豊科の多いところで4.5mg/ くらい、穂高は少なく3mg/ くらい。わさびの湧水量はものすごく多く多分希釈されている。井戸調査は条件が違う。水量が多くなると希釈されて濃度も低くなる。私は体験から「希釈」という文字を残すことに賛成である。

会長：「水質汚濁・汚染は防止・軽減すべきである」との文章は、「肥料や畜産糞尿処理については汚染を起こさないような方法で利用したり処理することが望ましい」等の表現に変えることも考えられる。

八千代：文章には明記していないが、取組みとして、発生源対策は入れる予定である。

委員：この取組みに対する反対はない。「希釈」の文言は検討頂きたい。

会長：文言は検討する。フレッシュな水が大量に必要なということだけ、共通理解としたい。他になければ休会とする。

一時、休会。

(2) 第3回社会システム・資金調達部会での協議内容の答申

会長：議事の(2)に移る。資料説明を社会システム・資金調達部会長にお願いする。

遠藤部会長：資料説明。前回の部会で、本委員会までに、各業界で何らかの検討を進めて頂く旨、お願いしていた。その経過について報告を願いたい。

桜井委員(安曇野工業会)：工業会は、事業者の集まりではあるが、業態等内容は様々である。工業会からのお願いであるが、環境基本計画を含め、市から工業会各社に対する説明を行って欲しい。その上で、負担等の幅について検討をしたいと考えている。個人的には、地下水の涵養は必要であり、相応の負担はあり得ると理解している。

遠藤部会長：使用量に応じて、という立場か。

桜井委員：一律に頭割りとする考え方は認められにくいと考えられ、量に応じた負担という考え方が適当ではないか。

遠藤部会長：水道事業者はどうか。

古幡委員(市上下水道部)：この場で「この金額」という値は出せないことは、ご理解頂きたい。

遠藤部会長：シミュレーションも踏まえ、建設的な検討をお願いしたい。養鱒業界はどうか？

高原委員(養鱒業者)：業界に対して、市から説明を行って欲しい。これまで、自分としては説明してきていない。個人的な意見としての負担の考え方としては、既に岳南地域の資料を提出済みである。

遠藤部会長：経営的に過度な負担とならないような幅としたいと考えているがどうか。

高原委員：何であれ、市からの説明を求める。責任を個人で負うことはできない。

遠藤部会長：農業はどうか。

深沢委員(土地改良区)：農業サイドとしては、新たな負担は考えていない。

丸山委員(わさび組合)：わさび組合では、4/27に役員会を開催し、大まかな考え方については承されている。5/19に再度役員会を開催し、検討を進める予定である。現時点では、40～

50万円程度の負担であれば、業界として協力できるのではないかという方向性である。

委員：どのような考え方でこの金額となるのかについて説明して欲しい。

八千代：資料に基づき、負担額の試算の考え方について説明。

大向課長：市では、答申頂いた指針を踏まえ、最大限配慮しながら条例化を進めていく予定である。その過程において、市の責務として、市民の皆さんへの説明会等を開催しながら検討を進めていきたいと考えている。

丸山委員：わさび組合では、前回の部会の資料を元に説明を進めている。金額に変動がみられるが、組合としては、前回資料に示された金額の幅を検討の基本としたい。

会長：地下水資源は、民法 207 条に基づき、個人の財産として扱われている。ただし、最近の流れでは、地下水は公共水であるという位置付けになってきている。「水はタダ」という時代は終わりを迎えていると認識すべき。地下水を使用する権利には、同時に地下水資源を守る義務も発生していると理解することが正しい。利用者で応分に負担するという考え方が適当と考える。また、負担額に対する高低の意見を述べて頂く際には、例えば「年収に対して高すぎる」などの理由や根拠を合わせて示して頂きたい。答申は、複数の案を示していくものとなるが、議論は尽くしておきたいと考えている。

委員：試算における負担の対象には、水道の他に家庭というカテゴリーがある。現在の委員には、「家庭の代表」に該当する委員は不在である。負担は必要か。

会長：世帯における水利用は、井戸か水道しかないと想定される。また、上水道に加えて下水道の利用料金の負担も必要となっている。井戸利用者も、水道利用者と同様に負担することが必要ではないか。特に、下水道施設は全国的にもインフラの老朽化等が課題となってきたなかで、インフラの持続に寄与するためにも、バランスの取れた負担のあり方を模索することは重要なことである。また、他県では、外国の水メジャーに委託して水管理をする動きもみられるが、安曇野市ではそのような方向性は回避すべきと考えている。

委員：家庭用に対して、どのような展開を予定しているか。

大向課長：市としては、条例化等の手続きを進めていく段階で説明することを予定している。

遠藤部会長：パブリックコメント等の機会もある。

高原委員：養魚業界も、家庭と同様に、業界を代表して参加しているというわけではない。参加者が、他の経営体を含めた判断はできない。

遠藤部会長：養鱒業界において、組合等はないのか。

高原委員：長野県養殖漁業組合と信州虹鱒養殖漁業協同組合がある。

遠藤部会長：養鱒業界からは、代表者として参加を頂きたい。

委員：事務局で、業者を対象とした説明会を開催するのがよいのではないか。

遠藤部会長：個人としてでもよいので、負担額等に対する意見を頂けないか。

高原委員：一回は説明して欲しいとしている。

大向課長：委員会としては、幅広く意見を頂けるように検討したい。

丸山委員：自分自身も、虹鱒業者の理事を務めており、その立場から発言する。養殖業界において、二つの組合があるのは、課題の一つではある。県水産指導所や高原委員、事務局が中心となって、日程を決めて説明会を開催するのがよいのではないか。

大向課長：相談・調整させて欲しい。

遠藤部会長：委員会に代表者として出席できる方について選定をお願いしたい。

委員：委員会として、今の説明会の開催について、この場で了承をとることが必要と考える。自身は、説明会の開催には賛成する。現在は、誤った情報が流布され、疑心暗鬼になっているという側面もあると理解しており、課題である。異例とは言えるが、取水量が多いなど特別な背景を持つ業界であることを鑑み、対応は必要と考える。金額は決定しない場とすることでどうか。

会長：特定のセクターにのみ対応するというのではなく、実施するのであれば、全体の説明会を開催するのが筋ではないか。

遠藤部会長：養魚用および農業用については、個別の説明会を開催するという対応ではどうか。また、その場合、養魚用については、次回の委員会に出席可能な代表者の選定をお願いしたい。

委員：説明の必要性という意味では、工業会に所属していない大規模取水者も対象とした方がよいのではないか。

委員：パブリックコメントの実施前に、取組みを知らせることが必要と考える。

小倉部長：代表者が参加できていない養魚用、家庭、農業用を対象として、経過報告をすることとしたい。ただし、開催の目的は、その場で何らかの検討の実施や、得られた意見を指針等に反映させるということではなく、検討経緯に関する情報の共有である。

委員：意見を言う場も重要である。

委員：検討を行う組織として、委員会としての役割を果たすことが必要と考える。答申を出し、実施する段階で市が責任をもって説明会等を開催するという対応でよいのではないか。

会長：次回の委員会前に、説明会を開催することとする。出席対象者は、養魚用および農業用の取水者を中心とするが、希望者は全員参加が可能な形とする。

社会システム部会からの答申に関連して、試算結果を基に議論頂き感謝する。

委員：実施団体について、安曇野市農業再生協議会が適当ではないか。

山田委員（市農林部）：安曇野市農業再生協議会では、冬水田んぼに関わっているが、今回の湛水等の実施に当たり、見回り等に要する費用は確保されていない。

八千代：体制の話題に関連して、資料説明を行いたい。（体制に関する資料説明）

資金の調達に関する検討では、「新たな負担金制度」か「新たな法定外目的税」の可能性があるのではないかと考える。ただし、いずれにしても合意形成等の課題は残る。協力者にインセンティブを付与する方向性が重要ではないか。

委員：基本的な考え方について賛同する。ただし、実効性の確保が重要であり、モニタリングの仕組みが必要と考える。模式図中の役割に入れ込むことが有効ではないか。

大向課長：説明会の開催に当たっては、対象者を事務局で検討・調整させて頂きたく、了承をお願いします。

(3) 地下水資源強化・活用指針原案(案)について（資料3）

会長：議題(3)に入る。指針原案の説明をお願いします。

八千代：資料を説明する。

会長：内容についてよいか。

- 承認 -

(4) その他

会長：議事(4)に入る。事務局から説明をお願いする。

山下係長(事務局)：第12回委員会は平成24年6月21日(木)午後1時30分～3時30分、場所はくるりん広場2階を予定している。NHK総合での放送予定と配付資料について報告。

会長：予定された議題は終了した。長時間にわたる熱心な議論に感謝する。今後も、大所・高所から議論頂き、安曇野市の将来の発展に寄与して頂きたい。全般をとおして何か質問・意見等はあるか。

山下係長：ないようなので、これで委員会を終了します。ありがとうございました。

- 以上 -